

頁	修正後	頁	備考
<p>1章 1節 第1 2 355頁</p> <p>1章 1節 第1 3 357頁</p>	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策計画（大規模事故災害等対策編）</p> <p>第1章 基本対策 第1節 組織の設置 第1 災害警戒本部 2 災害警戒本部の組織 (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。 (5)～(7) (略)</p> <p>3 災害警戒本部の設置場所 市役所 <u>2階</u>「くらし安心部防災安全課」又は <u>3階「大会議室」</u>とする。</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">災害警戒本部会議</p> <p>本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 本部員 技監、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、教育部長、議会事務局長、消防団長 参与 北はりま消防本部消防長(代) 事務局 くらし安心部</p> </div>	<p style="text-align: center;">西脇市地域防災計画</p> <p style="text-align: center;">第5編 災害応急対策計画（大規模事故災害等対策編）</p> <p>1章 基本対策 1節 組織の設置 第1 災害警戒本部 2 災害警戒本部の組織 (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長 _____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。 (5)～(7) (略)</p> <p>3 災害警戒本部の設置場所 市役所 <u>1階</u>「くらし安心部防災安全課」又は <u>2階「第1会議室・応接室」</u>とする。</p> <p>■災害警戒本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">災害警戒本部会議</p> <p>本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 本部員 技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長 _____、産業活力再生部長、建設水道部長、教育部長、議会事務局長、消防団長 参与 北はりま消防本部消防長(代) 事務局 くらし安心部</p> </div>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																								
1 章 1 節 第 2 2 359 頁	<p>第 2 災害対策本部</p> <p>2 災害対策本部の組織</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代) _____、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>3 災害対策本部の設置場所</p> <p>市役所 <u>3 階「大会議室」</u>とする。</p>	1 章 1 節 第 2 2 359 頁	<p>第 2 災害対策本部</p> <p>2 災害対策本部の組織</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長 _____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、<u>北播磨清掃事務組合事務局長</u>、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>3 災害対策本部の設置場所</p> <p>市役所 <u>2 階「第 1 会議室」</u> 及び「<u>応接室</u>」とする。</p>																									
1 章 1 節 第 2 3 359 頁 1 章 1 節 第 3 361 頁	<p>3 現地本部</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="188 877 1081 1281"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代) (削る) 西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長(代) (削る) 西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	1 章 1 節 第 2 3 359 頁 1 章 1 節 第 3 361 頁	<p>第 3 現地本部</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1209 877 2105 1281"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策本部会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 _____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>北はりま消防本部消防長(代) <u>北播磨清掃事務組合事務局長</u> 西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	技監、都市経営部長、 <u>新庁舎建設担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 _____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長	参与	北はりま消防本部消防長(代) <u>北播磨清掃事務組合事務局長</u> 西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	
災害対策本部会議																												
本部長	市長																											
副本部長	副市長、教育長																											
本部員	技監、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長																											
参与	北はりま消防本部消防長(代) (削る) 西脇多可行政事務組合事務局長																											
事務局	くらし安心部																											
災害対策本部会議																												
本部長	市長																											
副本部長	副市長、教育長																											
本部員	技監、都市経営部長、 <u>新庁舎建設担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 _____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長																											
参与	北はりま消防本部消防長(代) <u>北播磨清掃事務組合事務局長</u> 西脇多可行政事務組合事務局長																											
事務局	くらし安心部																											

頁	修正後	頁	現 行	備考																																										
1章 3節 第1 366頁	<p>第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 通信の確保 1 通信機能の確保</p> <table border="1" data-bbox="181 384 1088 879"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 384 248 552">通信系</th> <th data-bbox="248 384 600 432">主な手段</th> <th data-bbox="600 384 1088 432">主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 432 248 552"></td> <td data-bbox="248 432 600 552"> 防災行政無線 (統制台・移動局23基) </td> <td data-bbox="600 432 1088 552"> <u>本部(本部事務局)統制台～移動局</u> <u>本部(本部事務局、活動班本部)用</u> <u>移動局～移動局</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 552 248 608">(削る)</td> <td data-bbox="248 552 600 608"></td> <td data-bbox="600 552 1088 608"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 608 248 679">消防無線</td> <td data-bbox="248 608 600 679">消防無線</td> <td data-bbox="600 608 1088 679">消防本部～消防団～本部(本部事務局)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 679 248 735">携帯電話</td> <td data-bbox="248 679 600 735">携帯電話</td> <td data-bbox="600 679 1088 735">本部(各部)～現場職員等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 735 248 791">(削る)</td> <td data-bbox="248 735 600 791"></td> <td data-bbox="600 735 1088 791"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 791 248 879">警察専用電話施設</td> <td data-bbox="248 791 600 879">警察専用電話施設</td> <td data-bbox="600 791 1088 879">西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	通信系	主な手段	主な通信区間		防災行政無線 (統制台・移動局23基)	<u>本部(本部事務局)統制台～移動局</u> <u>本部(本部事務局、活動班本部)用</u> <u>移動局～移動局</u>	(削る)			消防無線	消防無線	消防本部～消防団～本部(本部事務局)	携帯電話	携帯電話	本部(各部)～現場職員等	(削る)			警察専用電話施設	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部	1章 3節 第1 366頁	<p>第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 通信の確保 1 通信機能の確保</p> <table border="1" data-bbox="1200 384 2116 879"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 384 1267 552">通信系</th> <th data-bbox="1267 384 1619 432">主な手段</th> <th data-bbox="1619 384 2116 432">主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 432 1267 552"></td> <td data-bbox="1267 432 1619 552"> 防災行政無線 (移動局・固定局) </td> <td data-bbox="1619 432 2116 552"> <u>本部(各部)～移動局(21基)</u> <u>本部(本部事務局)～固定局(6局)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 552 1267 608">水道無線</td> <td data-bbox="1267 552 1619 608">水道無線</td> <td data-bbox="1619 552 2116 608">本部(建設水道部)～現場職員等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 608 1267 679">消防無線</td> <td data-bbox="1267 608 1619 679">消防無線</td> <td data-bbox="1619 608 2116 679">消防本部～消防団～本部(本部事務局)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 679 1267 735">携帯電話</td> <td data-bbox="1267 679 1619 735">携帯電話</td> <td data-bbox="1619 679 2116 735">本部(各部)～現場職員等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 735 1267 791">自動車電話</td> <td data-bbox="1267 735 1619 791">自動車電話</td> <td data-bbox="1619 735 2116 791">本部(総務部)～市長車</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 791 1267 879">警察専用電話施設</td> <td data-bbox="1267 791 1619 879">警察専用電話施設</td> <td data-bbox="1619 791 2116 879">西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	通信系	主な手段	主な通信区間		防災行政無線 (移動局・固定局)	<u>本部(各部)～移動局(21基)</u> <u>本部(本部事務局)～固定局(6局)</u>	水道無線	水道無線	本部(建設水道部)～現場職員等	消防無線	消防無線	消防本部～消防団～本部(本部事務局)	携帯電話	携帯電話	本部(各部)～現場職員等	自動車電話	自動車電話	本部(総務部)～市長車	警察専用電話施設	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部	
通信系	主な手段	主な通信区間																																												
	防災行政無線 (統制台・移動局23基)	<u>本部(本部事務局)統制台～移動局</u> <u>本部(本部事務局、活動班本部)用</u> <u>移動局～移動局</u>																																												
(削る)																																														
消防無線	消防無線	消防本部～消防団～本部(本部事務局)																																												
携帯電話	携帯電話	本部(各部)～現場職員等																																												
(削る)																																														
警察専用電話施設	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部																																												
通信系	主な手段	主な通信区間																																												
	防災行政無線 (移動局・固定局)	<u>本部(各部)～移動局(21基)</u> <u>本部(本部事務局)～固定局(6局)</u>																																												
水道無線	水道無線	本部(建設水道部)～現場職員等																																												
消防無線	消防無線	消防本部～消防団～本部(本部事務局)																																												
携帯電話	携帯電話	本部(各部)～現場職員等																																												
自動車電話	自動車電話	本部(総務部)～市長車																																												
警察専用電話施設	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部																																												
1章 8節 第3 1 397頁	<p>第8節 交通・輸送対策 第3 ヘリコプターの運航 1 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請 (1) (略) (2) 要請手続 県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請は、市長又は消防長 <u>又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。</u> <u>ただし、県災害対策本部(災害警戒本部)が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。</u></p>	1章 8節 第3 1 397頁	<p>第8節 交通・輸送対策 第3 ヘリコプターの運航 1 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請 (1) (略) (2) 要請手続 県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請は、市長又は消防長 <u>が「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」により、ファクシミリ等で県防災監に要請するものとし、手続は神戸市消防局に対して行う。</u></p>																																											

頁	修正後	頁	備考
1章 9節 第1 1 401頁	<p>第9節 避難対策</p> <p>第1 高齢者等避難、避難指示</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示</p> <p>市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。</p> <p>特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を構築する必要がある。このため、<u>避難指示</u>の前に、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対して、早めの段階で避難を開始することを求める<u>高齢者等避難</u>を伝達し、その避難行動を支援する。</p>	<p>第9節 避難対策</p> <p>第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。</p> <p>特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を構築する必要がある。このため、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の前に、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対して、早めの段階で避難を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達し、その避難行動を支援する。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考												
1章 9節 第1 1 402頁	<p><u>避難指示</u>の発令権限と要件は、次のとおりである。</p> <p>■ <u>避難指示</u>の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="190 347 1079 850"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 347 327 392">発令権者</th> <th data-bbox="327 347 949 392">実施の要件・内容</th> <th data-bbox="949 347 1079 392">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 392 327 850">市長</td> <td data-bbox="327 392 949 850"> 災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、<u>避難のための立ち退きを指示することができる。</u> ※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。 ※<u>避難のための立ち退きを指示し、</u>又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない </td> <td data-bbox="949 392 1079 850">災害対策基本法第60条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	実施の要件・内容	根拠法令	市長	災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、 <u>避難のための立ち退きを指示することができる。</u> ※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。 ※ <u>避難のための立ち退きを指示し、</u> 又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない	災害対策基本法第60条	1章 9節 第1 1 402頁	<p><u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令権限と要件は、次のとおりである。</p> <p>■ <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="1209 347 2107 850"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 347 1346 392">発令権者</th> <th data-bbox="1346 347 1968 392">実施の要件・内容</th> <th data-bbox="1968 347 2107 392">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 392 1346 850">市長</td> <td data-bbox="1346 392 1968 850"> 災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、<u>必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。</u> ※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。 ※<u>勧告、指示</u>又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。 </td> <td data-bbox="1968 392 2107 850">災害対策基本法第60条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	実施の要件・内容	根拠法令	市長	災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、 <u>必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。</u> ※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。 ※ <u>勧告、指示</u> 又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。	災害対策基本法第60条	
発令権者	実施の要件・内容	根拠法令														
市長	災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、 <u>避難のための立ち退きを指示することができる。</u> ※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。 ※ <u>避難のための立ち退きを指示し、</u> 又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない	災害対策基本法第60条														
発令権者	実施の要件・内容	根拠法令														
市長	災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、 <u>必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。</u> ※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。 ※ <u>勧告、指示</u> 又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。	災害対策基本法第60条														
1章 9節 第1 2 402頁	<p>2 <u>避難情報の伝達</u></p> <p>市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p><u>避難指示</u>等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <p>(1) <u>避難指示</u>等の発令者</p> <p>(2) <u>避難指示</u>等を発令した対象地区名</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	1章 9節 第1 2 402頁	<p>2 <u>避難情報の伝達</u></p> <p>市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p><u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <p>(1) <u>避難勧告・避難指示等（緊急）</u>の発令者</p> <p>(2) <u>避難勧告・避難指示等（緊急）</u>を発令した対象地区名</p> <p>(3)～(5) (略)</p>													

頁	修正後			頁	現 行			備考
1 章 9 節 第 1 2 403頁	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	1 章 9 節 第 1 2 403頁	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	
	<u>高齢者等 避難</u> 【警戒レ ベル 3】	災害発生 of 危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等要援護者は避難を開始する。		<u>避難準備 ・高齢者 等避難開始</u> 【警戒レ ベル 3】	災害発生 of 危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等要援護者は避難を開始する。	
	<u>避難指示</u> 【警戒レ ベル 4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。		<u>避難勧告</u> 【警戒レ ベル 4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。	
		災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。		<u>避難指示 (緊急)</u> 【警戒レ ベル 4】	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。	
<u>緊急安全 確保</u> 【警戒レ ベル 5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。	<u>災害発生 情報</u> 【警戒レ ベル 5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。			

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 9節 第2 3 404頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>～</p> <p>なお、あらかじめ名簿や個別避難計画等により災害時要援護者を把握しておくとともに、自治会、自主防災会、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。</p> <p>また、状況によっては避難に自家用車を使用しないように指導する。</p>	1章 9節 第2 3 404頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>～</p> <p>なお、あらかじめ名簿_____により災害時要援護者を把握しておくとともに、自治会、自主防災会、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。</p> <p>また、状況によっては避難に自家用車を使用しないように指導する。</p>	
1章 9節 第3 2 407頁	<p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>① 市（福祉部、教育部、総務部、都市経営部）、自治会及び自主防災会は、市民が自主避難したとき、若しくは避難指示を発令したとき、又は市民が住家に被害を受け、居住場所を失ったとき、避難所を開設する。避難所のうち、補助避難所については、大規模な地震災害により、他の指定避難所の受入能力を超える場合又は超えると予測される場合に開設する。</p> <p>また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。</p> <p>なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所担当職員は、直接避難所に直行し開設を行う。</p> <p>② 市（くらし安心部、教育部）は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p> <p>③ 市（くらし安心部、教育部）は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。</p>	1章 9節 第3 2 407頁	<p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>_____市（福祉部、教育部、総務部、都市経営部）、自治会及び自主防災会は、市民が自主避難したとき、若しくは避難勧告、避難指示（緊急）を発令したとき、又は市民が住家に被害を受け、居住場所を失ったとき、避難所を開設する。避難所のうち、補助避難所については、大規模な地震災害により、他の指定避難所の受入能力を超える場合又は超えると予測される場合に開設する。</p> <p>また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。</p> <p>なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所担当職員は、直接避難所に直行し開設を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 9節 第3 2 407頁	<p><u>④ 市（くらし安心部、教育部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めることとする。</u></p> <p><u>⑤ 市（くらし安心部、教育部）は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。</u></p> <p><u>⑥ 市（くらし安心部、教育部）は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p>	1章 9節 第3 2 407頁	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
1章 9節 第3 3 408頁	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運営管理</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>⑨ 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に広報し、デマ等の流布防止と不安の解消に努める。</p> <p>⑩ 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう適切な処置を講じる。</p> <p>⑪ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な処置を講じる。</p>	1章 9節 第3 3 408頁	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運営管理</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑧ 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に広報し、デマ等の流布防止と不安の解消に努める。</p> <p>⑨ 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう適切な処置を講じる。</p> <p>⑩ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な処置を講じる。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 9節 第3 3 408頁	<p>⑫ 避難所の状況により仮設トイレを設置する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。</p> <p>⑬ 仮設風呂及び洗濯機を設置する。その確保が困難な場合は、県を通じて、民間業者や自衛隊への協力要請をする。</p> <p>⑭ 必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。</p> <p>⑮ 避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などを行う。</p> <p>⑯ <u>避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。</u></p> <p>⑰ <u>避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p>	1章 9節 第3 3 408頁	<p>⑪ 避難所の状況により仮設トイレを設置する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。</p> <p>⑫ 仮設風呂及び洗濯機を設置する。その確保が困難な場合は、県を通じて、民間業者や自衛隊への協力要請をする。</p> <p>⑬ 必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。</p> <p>⑭ 避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などを行う。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	
1章 9節 第3 5 408頁	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>大規模災害時における広域避難・広域一時滞在</u></p> <p>(1) <u>県及び他市町との協議</u></p> <p>市(本部事務局)は、市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外での避難者の受入れを県に報告の上、<u>他市町と協議する。また、県内市町のみで受入れが難しい場合は、県に他の都道府県と受入れを協議するよう求める。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>	1章 9節 第3 5 408頁	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>大災害時の措置</u></p> <p>(1) <u>県への要請</u></p> <p>市(本部事務局)は、市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外での避難者の受入れを県に<u>要請する。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
1章 11節 第1 4 414頁	<p>第1 1 節 災害情報等の提供と相談活動</p> <p>第1 災害広報</p> <p>4 報道機関への対応</p> <p>(3) 緊急警報放送の要請</p> <p>市（総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p>	<p>1章 11節 第1 4 414頁</p> <p>第1 1 節 災害情報等の提供と相談活動</p> <p>第1 災害広報</p> <p>4 報道機関への対応</p> <p>(3) 緊急警報放送の要請</p> <p>市（総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p>		
2章 6節 第3 1 437頁	<p>第2章 個別対策</p> <p>第6節 原子力事故災害応急対策</p> <p>第3 避難対策、交通規制</p> <p>1 避難対策</p> <p>(1) 避難基準</p> <p>① 内閣総理大臣からの避難指示等の実施の指示（以下「総理大臣指示」という。）があったとき。（原災法第15条）</p>	<p>2章 6節 第3 1 437頁</p> <p>第2章 個別対策</p> <p>第6節 原子力事故災害応急対策</p> <p>第3 避難対策、交通規制</p> <p>1 避難対策</p> <p>(1) 避難基準</p> <p>① 内閣総理大臣からの避難勧告等の実施の指示（以下「総理大臣指示」という。）があったとき。（原災法第15条）</p>		
2章 6節 第5 2 442頁	<p>第5 消火活動</p> <p>2 放射性同位元素取扱事業所の火災</p> <p>(2) 消防本部の措置</p> <p>③ 放射線危険区域の設定</p> <p>安全確保及び汚染の拡大防止のため、施設管理者に対しておおむね1mSv/hr以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求める。</p> <p>施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難指示等を行う。</p>	<p>2章 6節 第5 2 442頁</p> <p>第5 消火活動</p> <p>2 放射性同位元素取扱事業所の火災</p> <p>(2) 消防本部の措置</p> <p>③ 放射線危険区域の設定</p> <p>安全確保及び汚染の拡大防止のため、施設管理者に対しておおむね1mSv/hr以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求める。</p> <p>施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難勧告等を行う。</p>		

頁	修正後	頁	備考							
2章 6節 444頁	<p data-bbox="181 236 696 268">第9 県外からの避難の受入れ体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="197 309 1072 453"> <tr> <td data-bbox="203 347 237 443" rowspan="3">担 当</td> <td data-bbox="264 320 376 347">市</td> <td data-bbox="409 320 741 347">本部事務局、くらし安心部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 368 376 395">関係機関</td> <td data-bbox="409 368 551 395">県、福井県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 416 376 443">関係団体</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="181 499 293 531">1 趣旨</p> <p data-bbox="210 536 1088 603">福井県に立地する原子力施設の事故による福井県からの避難者の受入れ体制整備について定める。</p> <p data-bbox="181 647 293 679">2 内容</p> <p data-bbox="210 687 461 719">(1) 想定される内容</p> <p data-bbox="232 724 1088 866">市（くらし安心部）は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県若狭町からの避難者を受け入れることとする。</p> <p data-bbox="210 911 517 943">(2) 情報連絡体制の整備</p> <p data-bbox="232 948 707 979">① 避難元府県・市町との情報の交換</p> <p data-bbox="262 984 1088 1094">市（くらし安心部）は、若狭町からの避難者の受入を迅速かつ円滑に行うことができるよう、若狭町と連絡先を交換することとする。</p> <p data-bbox="232 1139 1088 1206">② 市（くらし安心部）は、随時、若狭町から、若狭町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行うこととする。</p>	担 当	市	本部事務局、くらし安心部	関係機関	県、福井県	関係団体		2章 6節 444頁 (新設)	
担 当	市		本部事務局、くらし安心部							
	関係機関		県、福井県							
	関係団体									

頁	修正後	頁	現 行	備考
2章 6節 444頁	<p><u>(3) 広域避難の受入体制の整備</u></p> <p>① <u>組織体制の整備</u> 市（くらし安心部）は、広域避難を受入れるための組織体制をあらかじめ定めておくこととする。</p> <p>② <u>避難所の指定</u> 市（くらし安心部）は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。</p> <p>③ <u>車両一時保管場所の選定</u> 市（くらし安心部）は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努めることとする。</p> <p>④ <u>必要物資の把握、配布手順の確認</u> 市（くらし安心部）は、若狭町からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておくこととする。 市（くらし安心部）は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておくものとする。</p>	2章 6節 444頁	(新設)	

